

消費税軽減税率制度等税務研修会

を開催します！！

公益社団法人村上法人会では、税務署・市・村合同で今年度第3回目の税務研修会を開催します。

研修内容等詳細につきましては、別紙のとおりです。

いよいよ消費税率の引き上げも間近となって参りました、消費税の軽減税率については知っていると言われる方でも、研修によって細かな部分も理解できると思いますので是非参加をお願いいたします。

村上税務署法人課税部門担当官が分かりやすく解説します。

会員及び会員外共に受講無料ですが、会場準備の都合上、受講を希望される方は、9月29日(金)まで に下記宛てお申し込み下さい。

なお、受講された方には、「受講証明書」を差し上げます。

(定員になり次第締め切らせていただきます。)

公益社団法人 村上法人会 村上市小町4-10 村上商工会議所内

TEL 50-1871 FAX 50-1872

.....切り取らないで FAX50-1872 宛お願いします。.....

第3回村上法人会税務研修会 受講申込書

参加される日を○で囲んでください。

10月 17日 18日

法人名 _____

氏 名 _____

氏 名 _____

電 話 _____

別 紙

村上税務署
村上市
関川村
(公社) 村上法人会

消費税軽減税率制度等説明会のご案内

事業者の方を対象とした消費税の軽減税率制度等に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

《開催日時》

平成29年10月17日(火) 13時30分～15時00分

平成29年10月18日(水) 13時30分～15時00分

《場所》

村上市民ふれあいセンター 2階研修室

(村上市岩船3270番地)

消費税軽減税率制度等説明会に関するお問い合わせは、下記のお問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

村上税務署 法人課税部門 担当：小池 電話 0254-53-3141 (代表)

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。